

| 対 象 | 所得区分 | 交付申請できる認定証 |
|---|----------|-----------------------------------|
| 国民健康保険 70歳未満 | 住民税課税世帯 | 限度額適用認定証 |
| | 住民税非課税世帯 | 限度額適用・標準負担額減額認定証または標準負担額減額認定証 |
| 70歳以上75歳未満 | 住民税課税世帯 | 高齢受給者証を提示することで、自己負担限度額までの請求となります。 |
| | 住民税非課税世帯 | 限度額適用・標準負担額減額認定証または標準負担額減額認定証 |
| 後期高齢者医療制度 ●75歳以上 ●65歳以上75歳未満で一定の障害があり認定された人 | 住民税課税世帯 | 被保険者証を提示することで、自己負担限度額までの請求となります。 |
| | 住民税非課税世帯 | 限度額適用・標準負担額減額認定証 |

※国保加入者の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付には、国民健康保険税を完納していることが条件になります。

届きます

後期高齢者医療制度の被保険者証と国民健康保険の高齢受給者証

75歳以上(一定の障害がある人は65歳以上)の人の後期高齢者医療被保険者証と

70歳以上75歳未満の人の高齢受給者証(国保)が届きます。

新しいものは8月1日(火)から使用できます

届いた被保険者証と高齢受給者証は、8月1日から使用する

7月31日(月)までです。●被保険者証：7月31日(月)までです。●被保険者証：7月31日(月)までです。

中旬 ●高齢受給者証：7月下旬
限度額適用認定証などの申請も忘れずに

医療機関の窓口で提示すると、自己負担限度額までの支払いになる「限度額適用認定証」や、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も7月31日までです。

8月1日から使用する認定証は、次の方法で受け取ることができます。

〈国保に加入している人〉

被保険者証と印鑑を持参し、保険年金課か各支所で申請してください。さかのぼっての認定はできません。

〈後期高齢者医療制度に加入している人〉

現在認定証が交付されている人で、8月1日以降も対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。

申し込み・問い合わせ先

国民健康保険班
保険年金課
高齢者医療年金班

☎ 62・5331
☎ 62・5882

除外申請などは平成30年3月30日(金)まで

旭市農業振興地域整備計画の全体見直しを実施

市では農業情勢の変化に伴い、平成29～31年度に農業振興地域整備計画の全体見直しを実施します。そのため、農用地区域からの除外申請などの受け付けは、平成30年3月30日(金)までで、その後一時中断します。

受け付けはあと2回

通常、除外申請などの受け付けは年2回行っていますが、全体見直しに伴い、本年度で一時中断します。締め切りは次のとおりです。

- 第1回締め切り／9月29日(金)
- 第2回締め切り／平成30年3月30日(金)

受付場所／農水産課
※編入、用途変更も同様です。

申請の受け付け再開

全体見直し後の除外申請などの手続きは、平成31年9月2日(月)から受け付け、9月30日(月)の締め切りをめぐりに再開する予定です。

全体見直しの状況によって、再開スケジュールは変わること

があります。

農用地区域の除外申請とは

旭市農業振興地域整備計画では、将来にわたって農業のために利用していくべき土地を、農用地区域として定めています。通常この区域では、宅地の造成、建物の設置など、農業以外の目的の開発行為を行うことはできません。やむを得ない理由があつて開発行為が必要となった場合は、事前に農用地区域から除外しなければなりません。農機具倉庫や畜舎など、農業上必要な施設であっても、用途変更を行う必要があります。

申し込み・問い合わせ先

農水産課農業基盤整備班
☎ 68・1173